

## 人事院公示第 2 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 61 号）、人事院規則 1—78（年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）、人事院規則 1—79（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）、人事院規則 8—21（年齢六十年以上退職者等の定年前再任用）、人事院規則 11—8（職員の定年）、人事院規則 11—11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）及び人事院規則 11—12（定年退職者等の暫定再任用）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部の委任に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 18 日

人事院総裁 川 本 裕 子

### 1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

### 2 委任する権限及び所掌事務

#### 一 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に規定する次に掲げる事項

- (1) 第 81 条の 5 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員の異動期間を更に延長することについて承認すること。
- (2) 第 81 条の 5 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員の異動期間を更に延長することについて承認すること。
- (3) 第 81 条の 7 第 1 項ただし書の規定に基づき、同項ただし書に規定する職員を引き続き勤務させることについて承認すること。

(4) 第 8 1 条の 7 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき勤務の期限を延長することについて承認すること。

二 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）附則第 3 条第 6 項の規定に基づき、旧国家公務員法勤務延長期限又は同項の規定により延長された勤務の期限を延長することについて承認すること。

三 人事院規則 1—7 8（年齢六十年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認）第 8 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

四 人事院規則 1—7 9（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則）に規定する次に掲げる事項

(1) 附則第 3 条の規定に基づき、報告を受理すること。

(2) 附則第 2 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。

五 人事院規則 8—2 1（年齢六十年以上退職者等の定年前再任用）に規定する次に掲げる事項

(1) 第 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。

(2) 第 7 条の規定に基づき、報告を受理すること。

(3) 第 8 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

六 人事院規則 1 1—8（職員の定年）に規定する次に掲げる事項

(1) 第 2 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている医師又は歯科医師について定めること。

(2) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。

(3) 第 1 2 条第 1 項、第 2 項（附則第 3 条及び第 4 条第 3 項において準用す

- る場合を含む。)又は第3項(附則第3条において準用する場合を含む。)  
の規定に基づき、報告を受理すること。
- (4) 第13条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
  - (5) 附則第2条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている医師又は歯科医師について定めること。
  - (6) 附則第5条の規定に基づき、人事院が定めることとされている経過措置について定めること。
  - (7) 附則別表の1の項職員の欄中事務次官のうち人事院が定めることとされている外交領事事務に従事する職員について定めること。
  - (8) 附則別表の1の項職員の欄中人事院が定めることとされている内閣審議官について定めること。
  - (9) 附則別表の1の項職員の欄中外務審議官のうち人事院が定めることとされている外交領事事務に従事する職員について定めること。
  - (10) 附則別表の2の項職員の欄中人事院が定めることとされている研究所、試験所等の副所長について定めること。
  - (11) 附則別表の2の項職員の欄中式部副長のうち人事院が定めることとされているものについて定めること。
  - (12) 附則別表の2の項職員の欄中人事院が定めることとされている外務省本省に勤務し、外交領事事務に従事する職員について定めること。
  - (13) 附則別表の3の項職員の欄中人事院が定めることとされている研究所、試験所等の長について定めること。
  - (14) 附則別表の3の項職員の欄中式部副長のうち人事院が定めることとされているものについて定めること。
  - (15) 附則別表の3の項職員の欄中人事院が定めることとされている事故調査官について定めること。

七 人事院規則 11—11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）に規定する次に掲げる事項

- (1) 第2条第1号、第2号、第5号から第13号まで、第15号又は第16号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。
- (2) 第3条第3号、第9号又は第14号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。
- (3) 第4条第1項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている外交領事事務に従事する職員について定めること。
- (4) 第4条第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職及び人事院が定めることとされている外交領事事務に従事する職員について定めること。
- (5) 第4条第2項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。
- (6) 第4条第2項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている外務省本省に勤務し、外交領事事務に従事する職員について定めること。
- (7) 第12条第2号、第4号、第9号又は第10号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。
- (8) 第16条の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。
- (9) 第22条の規定に基づき、報告を受理すること。
- (10) 第23条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
- (11) 附則第2条の規定により読み替えられた第3条各号列記以外の部分の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。
- (12) 附則第2条の規定により読み替えられた第4条第2項第2号の規定に基

づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。

八 人事院規則 1 1 — 1 2（定年退職者等の暫定再任用）に規定する次に掲げる事項

(1) 第 1 4 条の規定に基づき、報告を受理すること。

(2) 第 1 5 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

令和 5 年 4 月 1 日